

市報



いしおか

市の人口（8月1日現在）

前月比

世帯数 11,225世帯 10世帯増

人口 男 20,965人 43人増

女 21,934人 7人増

計 42,899人 50人増



# 石岡市常磐自動車道

## 対策協議会を設立

石岡市常磐自動車道対策協議会設立総会が六月二十五日常陽銀行石岡支店会議室で開かれ、この協議会は、常磐自動車道の建設に伴い、関係地域住民と市とが緊密な連絡を取り、生活環境への影響等の諸問題を調査研究協議し石岡市の実態に即応した、調和ある道路とすることが目的です。委員のメンバーは、県議会議員(当市選出議員)、市議会議員の代表、農業委員の代表、商工会議所の代表、農協の代表、関係地域住民の代表及び市の関係機関職員など三十五名を市長が委嘱(各委員の任期は二年)

なお、会務を処理するための幹事と事務局職員を市の職員のうちから市長が任命する。

### 委員には

#### 関係地域の代表など

#### 三十五名を委嘱

(順不同・敬称略)

市長 鬼沢賢造  
県議会議員 増山 勲  
市議会議員 前島雅光  
萩原福一  
上野善夫  
豊島喜世金  
高野 薫  
清水定吉  
川島 操  
中村清次郎  
金井一夫  
青木義一郎  
鈴木己起男  
山口清太郎  
石上忠一

#### 農協代表者

河原雪男  
(石岡農協組合長)

#### 関係地域の代表者

信田 武

(宮部地区駐在主任)

市村正信

(染谷地区駐在主任)

中沢芳雄

(池袋地区代表)

池田 弘

(谷向地区駐在主任)

飯田浩作

(鹿ノ子地区駐在主任)

青木貞造

(芥内地区駐在主任)

進藤金次郎

(正上内地区駐在主任)

色川満義

(根当地区駐在主任)

小松崎義雄

(大砂地区駐在主任)

田辺清一

(若松町地区駐在主任)

矢口幸三郎

(国分町地区駐在主任)

商工会議所の代表者

平井金吾

(商工会議所会頭)

市役所職員

生活環境部長 野口隆二

建設部長 金子順蔵

都市開発部長 佐賀明

経済部長 井坂正吉

市民福祉部長 幕内良重

農委事務局長 岩田大吾

常磐自動車道対策協議会

事務局長 石川 弘

(企画室長)

会長に鬼沢市長を、副会長には市議会議員前島雅光氏が選出され、常磐自動車道に関する諸問題を協議していくこととなります。

## 対策協議会の

### 主な事業

(一) 市及び関係住民との

#### 連絡協議

(二) 常磐自動車道に対処

する情報の収集及び調査

### 第一回

## 現地説明会終る!

常磐自動車道に関する第一回の現地説明会が、去る六月二十二日から六月二十七日までの期間、国分十五部・国分台住宅をかわきりに各関係地域で行なわれました。

説明会には、日本道路公団、県高道路課から担当官が出席し、常磐自動車道の路線発表までの経過と今後の建設までの手順・用地・物件に対する補償などの説明がなされ、その後、関係地域住民の方々と話し合いに入り、騒音・排気ガス公害の問題や代替地などについて、多くの活発な質問が出され、これらの諸問題を建設施行者である日本道路公団は誠意を持って対処することを関係地域の住民のみなさんに約束して、第一回

常磐自動車道に関する現地説明会を終了しました。

なお、この現地説明会に出席した関係地域の住民の方々は延べ約二百名。

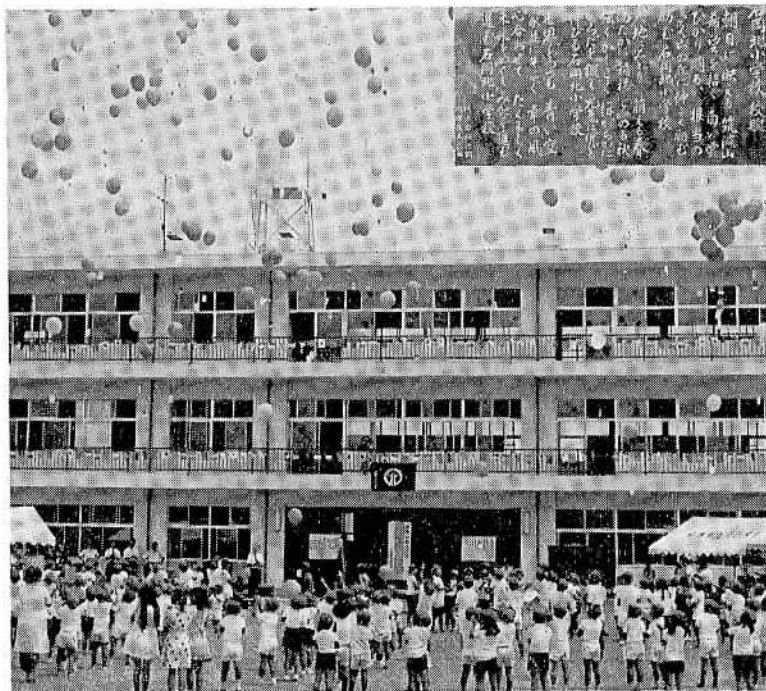
第二回常磐自動車道に関する現地説明会は「測量作業について」の説明を行なう予定で、この説明には、第一回と同じく建設施行者である日本道路公団及び県高道路課の担当者が直接説明に当ります。



# 北 小 学 校 新 校 舎 完 成 !

北小学校の児童のみなさん、それに父兄のみなさんおまちどう  
さまでした。

2 学期からは、新しい教室で勉強ができるようになります。



北小学校は、明治三十一年六月一日に石岡小学校根当分校として設立し、昭和四十八年四月一日に市立北小学校として独立するまでの七十五年余りの歴史の中で多くの優秀な卒業生を世に送り出して来た伝統ある学校です。みなさんはこの伝統を誇りとして先輩に負けないように、しっかりと勉学に励んでください。

北小学校新校舎建築工事の事業費（昭和四十八、四十九年度継続事業）は、一億二千万円で鉄筋コンクリート造三階建、建築延面積一千八百八十八平方メートル、普通教室十三、特別教室三、その他放送室、保健室、資料室、職員室等を設けた近代的な建物です。さらに今年度は、東小学校及び府中小学校の校舎増築（昭和四十九、五十年年度継続事業）を昭和五十年六月完成をめざして取り組んでおります。

問

市の玄関口である駅前広場が完成し、私たち通勤者にとって誠に有りたいことですが、横断歩道や信号機がないため非常に危険です。ので早急に設置してくださいませ。ようお願いいたします。

答

市民のみなさまには大変ご迷惑をかけております。

駅前広場整備も最終段階に入り信号機の設置場所が決定しました。

## 市長との 対話室

ので八月上旬には設置工事に着手して九月上旬には作動できるようにすると同時に、この工事と平行して横断歩道も設けて安全に渡っていただき、市民のみなさまが安心してご利用いただけるようにいたします。

問

いよいよ国体の開催まで百日余りとなり入場券の発売もされ、私たち一般市民も今から心待ちにしております。これから開催までの

期間いろいろとご苦労もあると思いますが、歓迎の準備などどのようなになっているのでしょうか。

答

美しい石岡をつくる市民の会が主体となり婦人会・青年会・農協・各地区美化クラブなどの協力で六号国道及び主要県道を花でいっぱいにするためのフラワーロードづくりを推進すると同時に、市内には、各商店会や町内会によるフラワーボックスの設置を促進して石岡市を花でかざるよう、現在、実践活動を転回中です。

又美しい石岡をつくる市民の会清掃部会では、定期的に山王川・駅前・市内各河川の清掃活動を実施する一方、下水道や側溝の清掃活動を各家庭と一体になって実施しております。

このような市民のみなさまの奉仕活動による協力と平行して国体事務局では、歓迎塔、市内案内板の設置をする他、五十日前記念パレードを九月上旬に実施するよう予定しております。なお、連合商店会が主体となつて小旗（三本一組）や横断幕の設置を行います。

国体は、市民のみなさまの暖かいご支援とご協力がなくては成功しません、市民ぐるみの歓迎をよろしく願いたします。

# ▼あなたは知ってますか？

## 災害を受けたときの

### 税の減免を

サラリーマンが、台風などで災害を受けたときは、次のとおりの救済方法があります

#### ◎ 住宅や家財について、その価額の二分の一以上の損害を受け

しかも、その年の所得の見積額が四百万円以下である場合には次のように源泉徴収税額の徴収猶予や還付が受けられます。

#### 一、見積額が二百万円以下の場合

災害を受けた日以後は徴収猶予を、又、一月一日から災害を受けた日までの間は還付を受けることができます。

#### 二、見積額が二百万円を超え三百万円以下の場合

(イ)、六月三十日以前に災害を受けた場合は、その日から六ヶ月間は徴収猶予を受けることができます。

(ロ)、七月一日以後に災害を受けた場合は、その日から徴収猶予を、七月一日から災害を受けた日までの間は還付を受けることができます。

(イ)、(ロ)または(ロ)に代えて、災害を受けた日から五〇%相当額の徴収猶予を、一月一日から災害を受けた日までの間は五〇%相当額の還付を受けることもできます。

#### 三、見積額が三百万円を超え四百万円以下の場合

災害を受けた日から三ヶ月間ただし、十月一日以後に災害を受けた場合は、その日から徴収猶予を受けることができます。

※ 徴収猶予申請書は、勤務先を経由して税務署へ、又、還付申請書は、勤務先から税額を証明してもらい、住所地の税務署へ出してください。

#### ◎ 災害などによる損害額が、その年の所得見積額の一〇%を超

えるため、所得税法による雑損控除が受けられると見込まれる場合には、源泉所得税の徴収猶予が受けられます。

この徴収猶予は、その年の所得見積額の多少にかかわらず受けることができますが、前記の

適用を受ける人は、かざねてこの徴収猶予を受けることはできません。

※ 徴収猶予を受けたい人は、徴収猶予申請書を住所地の税務署へ出してください。

なお、どちらかの方法によって、徴収猶予や還付を受けた人は、税務署へ確定申告をして、所得税の精算をしなければなりません。

◎ 商売をしている人など予定納税をしなればならない人が災害を受けた場合には、予定納税額の減額申請をすることができます。

#### 税務相談日のお知らせ

毎月十二日(土曜日又は日曜日)

場合は月曜日

毎月の相談日には、関東信越国税局の専門係官が来石して市民のみなさんの相談に応じます。

場所 石岡市民会館  
時間 午前十時～午後三時

## 犬はつないで 飼いましょう



- 一、春と秋には必ず予防注射を受けさせてください。
- 二、捕獲されるのはいやですから、私を放し飼いにしないでください。
- 三、毎年一回登録してください。

- ①よいしつけをしてやれば近所に迷惑をかけません
- ②朝夕、必ず散歩をしてやれば人を咬んだりしません



# 台風シーズン!!

煙突・電線・アンテナなどは

万全ですか？

台風は、初め弱い熱帯性低気圧として主に南洋方面で発生し、次第に発達して國內の最大風速が十七メートル以上になると「台風」と呼ばれ、発生順に番号がつけられます。

日本では、八月から九月が台風シーズンといわれます。毎年、この時期には、必ず台風がやってくるものと思わなければなりません。関東地方にとって最も危険なのは、これからのいわゆる「秋台風」です。

現代の科学でも、この「招かざる客」を押し止めることはできません。いざとなつてからでは手遅れです。万一に備えて、身のまわりの点検と、心の準備をしておきましょう。

## ◎ 台風に対する

ふだんの心がけ

ア、停電に備えて懐中電灯、ラジオ、トランジスタラジオ等を用意しておくこと。

イ、災害が起る危険性のある場所に住んでいる人は、安全な避難場所と道順を確認しておくこと。

ウ、電灯の引込線がたるんでい

ると、屋根や雨どいなどにふれ、漏電やスパークを起し火災になったり、感電の危険がありますので、前もって電力会社へ知らせ修理しておく。

エ、風で折れたり、電線にふれるおそれのある木は切り落とし、テレビアンテナや煙突は早目に補強しておくこと。

オ、プロパンガスのボンベは倒れたりしないように安全に固定しておくこと。

## ◎ 台風が

近づいたときの準備

ア、テレビ、ラジオで気象情報をよく聞くこと。

イ、外出や旅行（特に海や山）

はできるだけ見合わせるようにしなす。

ウ、雨戸は板で補強して釘で止

め、風当りの強い場所のガラス窓はビニールテープなどを貼り補強しておくこと。

エ、崖附近の人は、大雨が続くと地盤がゆるみ崖崩れの危険があるので十分注意すること



国保

しつもん箱

交通

事故に

あつたら

質 交通事故で被害者となりケガをした場合、国保を使えますか

答 基本的には当事者間で話し合い、加害者が十分の弁償（医療費等）をすることが望ましいわけですが、しかし、現実にはゴタつく場合が多く、ケガは持ったなしですから、国保の一時立て替えによって診療を受けることができます。

この場合は、市役所へ「第三

者による傷病届」の提出をしてください。

保険給付係は、この届け出によって加害者に請求しますが、届け出がない場合は被害者に迷惑がかかる事もありますのでご注意ください。

※ 交通事故にあつたら、まず市役所保健課保険給付係へご相談ください。

国保から

家族の者を

除くときは

質 ①長男が就職したので、国保から除きたいがその手続きはどのようにしたらよいのか。また②次男が東京の学校へ行き自分一人で使える保険証をほしいのですが。

答 ①長男の方は十四日以内に資格喪失届を市役所保健課保険給付係へ提出してください。

なお資格喪失届提出の際は、かならず印鑑と被保険者証（勤め先と国保の二通）をお忘れなく持参してください。

②次男の方は、印鑑と在学証明書添えて保険給付係へ請求してください。

旅先で

病気に

なつたら

質 旅行中保険証を持たなくて診療を受けた場合、かかった費用の請求手続きをどのようにしたらよいでしょうか。

答 この場合の請求は、代金支払い領収書、診察明細書を添えて療養給付申請書を市役所保健課保険給付係へ提出してください。

※ これに関連したもので県内に施設があるのに、理由なく県外の病院へ行き診療を受けても保険証が使えないことがありますのでご注意ください。このような時にも事前に市役所保健課保険給付係へ気軽に相談ください。

ほくしない  
道路の  
とびだし  
わるふざけ

## まごころ国体へ

あと **65** 日余り

(S 49. 8. 15 現在)

バドミントン競技の  
審判員は地元から  
を合言葉に.....

第二十九回国民体育大会石岡市審判員養成並びに選手強化対策本部では「バドミントン競技審判員は地元から」を合言葉に、三年前から関係機関団体のご協力を得て審判員の養成を進めてまいりましたが、このほど日本体育協会より第二十九回国民体育大会バドミントン競技役員として五十一名が承認され、委嘱を受けました。

競技運営の成否は競技役員、特に審判員によるところが大きく、

各都道府県から選抜された選手がそれぞれ名譽をかけて競技に参加するわけですから、審判は公正でなければなりません。

今回、日本体育協会より委嘱を受けた方々は、これまでに何回となく実技講習を受け、試験に合格して委嘱を受けたわけですが、あと残された期間を実技講習会や試合に参加し、国体審判員として誇りと自信を持って大会に臨めるよう励んでおります。

五十一名の

競技役員を委嘱！

日本体育協会から、審判員として委嘱を受けた方々。

(順不同・敬称略)

▽井川雅美・小林一彦・高橋敏雄  
小西ヒロオ・矢口理行・和田佳男  
矢口忠男・田口重忠・田中東光・  
広沢幸夫・岡野佳司・永井和巳・  
永谷 晃・加藤 博・堺 正次・  
小貫敬雄・小泉正夫・井川 宏・  
吉永行輝・越渡武雄・中山杜茂男  
須賀田康雄・貝塚喜七・金塚敏治  
飯塚 栄・田口建雄・成田昭明・  
谷仲良衛・柴山孝吉・松田隆之・  
海東理市・田口宣雄・村山 裕・  
志岐 勉・小堀 彰・国益 徹・  
親見崇子・比気けい・新沼長雄・  
和田とし枝・友部文子・宿沢 勝  
新田克美・岸田せん・会沢輝正・  
槐 道夫・大久保悦子・武藤道美  
鈴木良一・小沼ふみ子

※ 第二十九回国民体育大会で競技の運営や審判にあたってくれる競技役員数は総勢百五十五名で、その内訳は

日本バドミントン協会

.....二十二名

茨城県バドミントン協会

.....八十二名

地元石岡市から

.....五十一名

## さあーこれで安全

## 出発進行！

子どもたちの安全を

願って東小PTA等が

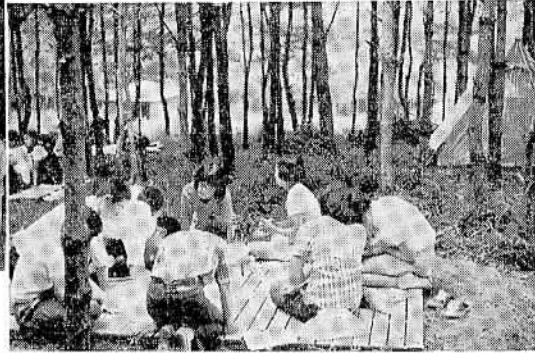
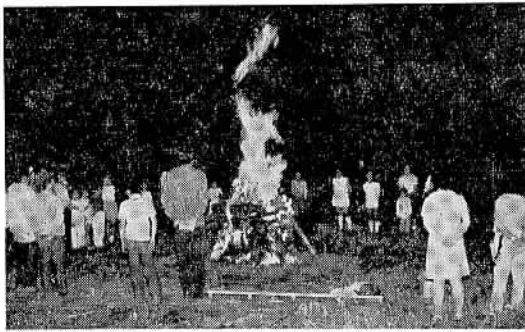
自転車点検を実施

東小PTA・東小交通安全母の会・東小PTA交通校外指導委員会などが主催となり、自転車の点検整備を行いました。

これは、夏休みに入ってから子どもたちが自転車に乗る機会が多くなるため、自転車を点検整備して安全な状態で乗ってもらい、交通事故から大切な子どもたちを守って行くことを願って実施されたものです。この点検整備には、大枝自転車店、中島自転車店、船見自転車店が無料で奉仕してくれました。



＜自転車の点検を受ける子どもたち＞



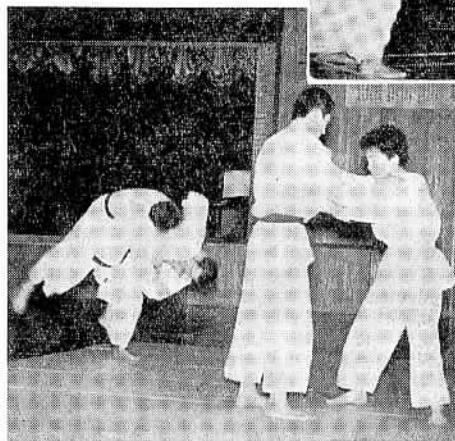
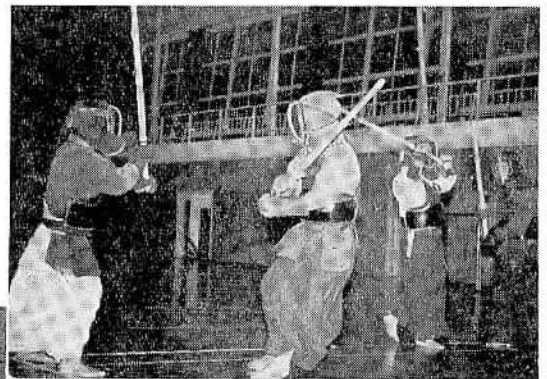
竜神山キャンプ場で

楽しいキャンピング

カネラ  
スケッチ



夏に鍛える！



柔剣道の  
練習にはげむ  
同好会の  
みなさん

柔剣道を習いたい方は

毎週木曜日(午後五時～八時半)

石小体育館に

直接おいで下さい

## 予防接種(三種混合)実施日程表 &lt;生後3ヵ月~24ヵ月&gt;

| 第1回目 |       |                 | 第2回目  |       |                 |
|------|-------|-----------------|-------|-------|-----------------|
| 9月3日 | 東地区会館 | 午後<br>1:30~2:30 | 9月24日 | 東地区会館 | 午後<br>1:30~2:30 |
|      | 三村公民館 | 午後<br>1:30~2:15 |       | 三村公民館 | 午後<br>1:30~2:15 |
| 9月4日 | 関川公民館 | 午後<br>2:30~3:00 | 9月25日 | 関川公民館 | 午後<br>2:30~3:00 |
|      | 高浜公民館 | 午後<br>1:30~2:30 |       | 高浜公民館 | 午後<br>1:30~2:30 |
| 9月5日 | 市民会館  | 午後<br>1:30~2:30 | 9月26日 | 市民会館  | 午後<br>1:30~2:30 |
| 9月6日 | 〃     | 〃               | 9月27日 | 〃     | 〃               |

## ◎ 予防接種に行く前にもう一度確認を

顔つきはいつもと変らないか、かぜをひき始めてはいないか、食欲はあるか、どこか、いつもと変わったことがないかを、もう一度確かめてみましょう。熱があるようなときは、かならず体温計で計るようになしましょう。

## 三才児検診実施日程表

| 月 日      | 場 所  | 時 間             |
|----------|------|-----------------|
| 9月10日(火) | 市民会館 | 午後<br>1:30~2:30 |
| 9月11日(水) | 〃    | 〃               |
| 9月12日(木) | 〃    | 〃               |
| 9月13日(金) | 〃    | 〃               |
| 9月17日(火) | 〃    | 〃               |
| 9月18日(水) | 〃    | 〃               |

## 今回の三才児検診該当者は

昭和46年4月1日~昭和47年3月31日までに生れた方です。  
なお、該当者に対しては、個人宛に通知をしますので決められた日時に検診を受けられますよう、お願いいたします。

## お知らせ

- 市職員の公募について  
市役所では、衛生工手・土木工手を次により採用します。
- 採用予定人員 若干名
  - 採用資格 十六才以上三十才未満、中学卒業以上の健康な男子
  - 給与・待遇 試用期間以後、正職員とし
  - 採用する 市販履歴書ペン書き、写真 身上書添付
  - 受付期限 昭和四十九年九月三十日
  - 書類の提出先 管理部管理課職員係へ

## おくやみ

あなたは

済みましたでしょうか

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定によって「特別給付金」の支給を受けることのできる人の請求期限は、九月三十日で満了します。で支給条件に該当される方で、まだ請求手続きのすんでない方は、今すぐ手続きを取ってください。

## ※ 支給を受けられる条件

昭和十二年七月七日以後の公務による受傷・り病で、これにより昭和三十八年四月一日の時点で恩給法による第四款証の傷病年金を受けた者の妻で、昭和三十八年四月一日から昭和四十六年十月一日現在の生存者には、五万円の国債(十年償還)が支給されます。

◎ 詳しいことは、石岡市福祉事務所、電話(一)一一一番内線五四五番へ。または、茨城県生活福祉部老人援護課、電話水戸二一八一一番内線六一三番へお問い合わせ下さい。

## 納 税

八月 市県民税  
九月 国民健康保険税  
国民年金金

